

名古屋都市計画事業  
大曾根北地区画整理事業

## 清算金のご案内

この冊子は大曾根北地区画整理事業の清算金の受取り・支払いに関する各種手続きについて説明するものです。

大曾根北地区画整理事業に関するお知らせは、  
名古屋市 HP にも掲載しています。

 大曾根北



名古屋市 住宅都市局 大曾根北・筒井都市整備事務所

令和7年12月

# 目次

## 1 はじめに …P2

- (1) 今回お送りした書類
- (2) 清算金徴収・交付の流れ（今後の予定）

## 2 清算金額について …P3

- (1) 清算金額の確認方法
- (2) 土地を売却される（された）方へ

## 3 交付清算金の受取り手続き …P4

- (1) 交付清算金の受取り方法

## 4 徴収清算金の支払い手続き …P5～6

- (1) 徴収清算金の支払い方法
- (2) 分割支払いの申し込み

## 5 その他の清算金に関する手続き …P7～12

- (1) 交付清算金の譲渡
- (2) 徴収清算金の第三者によるお支払い
- (3) 登記名義人がお亡くなりになった場合

## 6 その他 …P13～14

- (1) 確定申告について
- (2) 各種届出・申請書の様式について
- (3) 住所・氏名に変更があった場合

日頃より、大曾根北土地区画整理事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。皆様のご協力により、令和7年10月31日に換地処分の公告を行いました。

公告により、土地ごとの清算金額が確定しましたので、今後は清算金の徴収・交付事務を進めてまいります。

本冊子では、交付清算金のお受取り、徴収清算金のお支払いの手続き、今後のスケジュール、清算金の税法上の取り扱いなどについてご案内します。

## (1) 今回お送りした書類

- ・「清算金額通知書」
- ・「清算金内訳書」
- ・「清算金のご案内」（このパンフレット）

## (2) 清算金徴収・交付の流れ（今後の予定）

章番号 ページ番号



## (1) 清算金額の確認方法

清算金額は、今回同封しました「清算金額通知書」の中央部（下図、赤枠部分）に記載しています。複数の土地をお持ちの方については、集計相殺後の金額を記載しています。各土地の内訳は同封の「清算金内訳書」に記載しています。

<b>見 本</b>	清算金額通知書	
年　月　日		
様		
名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業 施行者　名古屋市 代表者　名古屋市長　廣沢　一郎		
令和7年10月31日付けの換地処分公告により確定した名古屋都市計画事業 大曾根北土地区画整理事業によるあなたの清算金額は、次のようになりました のでお知らせいたします。		
徴収清算金 (清算金の集計相殺後の金額)	XXX,XXX 円	
交付清算金 (清算金の集計相殺後の金額)	円	
交付のうち供託する金額	円	
〒461-0034　名古屋市東豊前町2丁目45番地 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所 大曾根北担当 TEL 052-935-7141		
(整理番号　　)		

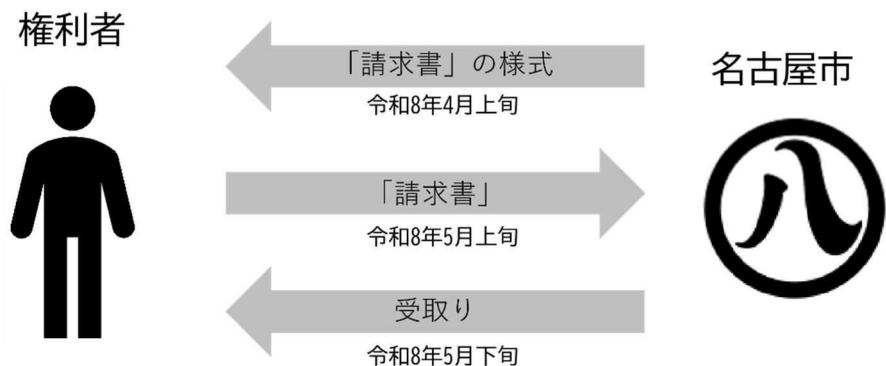
## (2) 土地を売却される(された)方へ

清算金の交付または徴収の対象者は、原則として令和7年10月31日の登記名義人になります。そのため、令和7年11月1日以降に土地を売却した場合でも、令和7年10月31日時点の登記名義人の方に対して、清算金の交付または徴収を行います。

## (1) 交付清算金の受取り方法

交付清算金の手続きは、「請求書」の提出をお願いします。(令和8年4月に書類を送付します。)

交付清算金のお受取り（振込）は、令和8年5月下旬を予定しています。

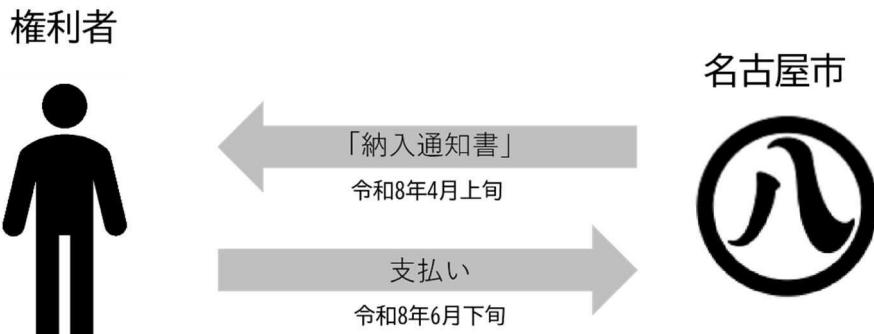


- ・「請求書」に振込口座番号等の必要事項を記入して提出していただきます。
- ・詳細については、令和8年4月に送付する書類にてお知らせします。

### （1）徴収清算金の支払い方法

徴収清算金の手続きは、「納入通知書」によりお支払いください。(令和8年4月に書類を送付します。)

徴収清算金の支払い期限は、令和8年6月下旬を予定しています。



- ・「納入通知書」に記載の金額を各納期限までに金融機関窓口にてお支払いください。
  - ・詳細については、令和8年4月に送付する書類にてお知らせします。

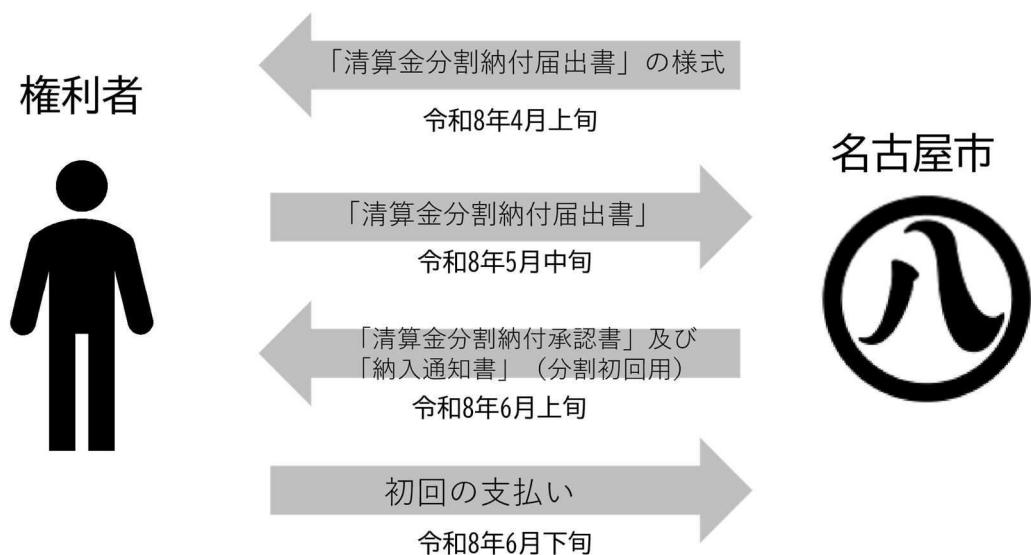
## 納入通知書のイメージ

## (2) 分割支払いの申し込み

徴収清算金が5万円を超える場合は、分割して支払うことができます。(年率0.70%の利子が掛かります。) 分割支払いを希望する方のみ、「清算金分割納付届出書」を名古屋市まで提出してください。(令和8年4月に書類を送付します。)

分割の支払い期間及び回数は、徴収清算金の額により異なりますので、下表でご確認ください。

ご事情により、下表の回数では支払いが困難であると認められるときは、支払い回数を2倍にすることができます。



- 申請された方に、「清算金分割納付承認書」及び「納入通知書」(分割初回用)を送付します。
- 初回支払い後からは半年に一度「納入通知書」が発行されます。
- 「納入通知書」に記載の金額を各納期限までに金融機関窓口にてお支払いください。
- 詳細については、令和8年4月に送付する書類にてお知らせします。

### 分割支払いの期間及び回数

清算金の金額	分割支払い期間	分割回数
5万円を超える10万円まで	6か月	2回
10万円を超える15万円まで	1年	3回
15万円を超える20万円まで	1年6か月	4回
20万円を超える25万円まで	2年	5回
25万円を超える30万円まで	2年6か月	6回
30万円を超える40万円まで	3年	7回
40万円を超える50万円まで	3年6か月	8回
50万円を超える70万円まで	4年	9回
70万円を超える100万円まで	4年6か月	10回
100万円を超えるとき	5年	11回

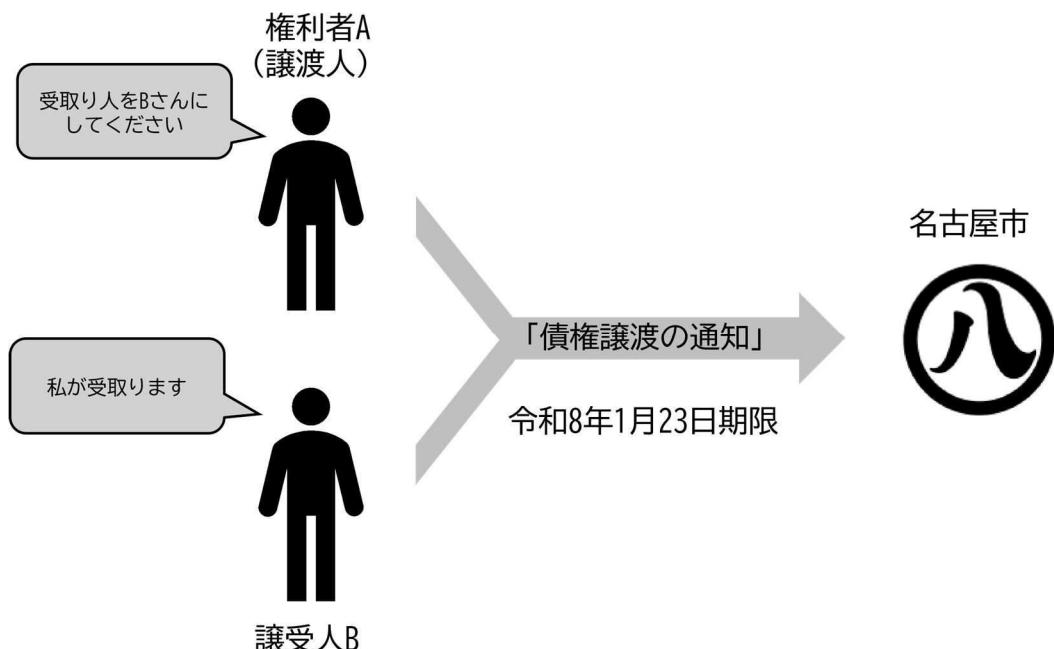
### (1) 交付清算金の譲渡

土地の売買時の特約を理由に、土地所有者以外の方が交付清算金の受取りを希望される場合は、以下の書類の提出をお願いします。

- ・「債権譲渡の通知」
- ・権利者（譲渡人）の「印鑑証明書」（3カ月以内に交付されたもの）
- ・「契約書の写し」（特約で清算金の対象を売り主にしていることが分かるもの）

「債権譲渡の通知」の見本は次頁のとおりです。

提出期限は令和8年1月23日（金）です。



- ・手続き後、交付清算金に関する書類は譲受人に送付させていただきます。

# 見本

## 債 権 講 渡 の 通 知

確定日付印

令和 8 年 1 月 XX 日

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業  
施行者 名古屋市  
代表者 名古屋市長

住 所 口県口市口町口番口号

① 講渡人氏名 △△ △△ 実印

電話番号 080-XXXX-XXXX

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地処分の公告により、名古屋市に対して有する交付される清算金の債権、金 300,000 円を、下記の者に譲渡しましたので、民法第 467 条第 1 項に基づき通知いたします。

記

住 所 名古屋市×町×番×号

② 謙受人氏名 ◆◆ ◆◆

電話番号 080-XXXX-XXXX

③ (清算金債権が生じた土地)

区	町	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	清算金額 (円)
北	口町口丁目	口	宅地	口口	300,000

土地区画整理法及び同施行令並びに名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例及び同清算金規則に定められた清算金債権についての各条項は、謙受人に対して準用する。

④ 注) 1. 確定日付のある証書によること。

⑤ 2. 謙渡人の印鑑証明書(三ヶ月以内に交付されたもの)添付のこと。

① 謙渡人の欄は、令和 7 年 10 月 31 日における権利者(買主)を記入してください。

② 謙受人の欄は、清算金を新たに受け取る方(売り主)を記入してください。

③ (清算金債権が生じた土地)欄の内容は、換地処分通知の「各筆各権利別清算金明細書」に記載してある「換地処分後の土地」の内容を記入してください。

④ 「確定日付のある証書」\*にて提出してください。

⑤ 謙渡人の「印鑑証明書」(3 カ月以内に交付されたもの)を添付してください。

「債権譲渡の通知」の様式は、名古屋市の HP からダウンロードできます。また、当事務所でもお渡ししています。

\* 「確定日付のある証書」…その日にその証書(文書)が存在していたことを証明するものです。公証役場に必要事項を記入した「債権譲渡の通知」を持参し、申請することで、「債権譲渡の通知」に確定日付印の押印がされ、「確定日付のある証書」となります。

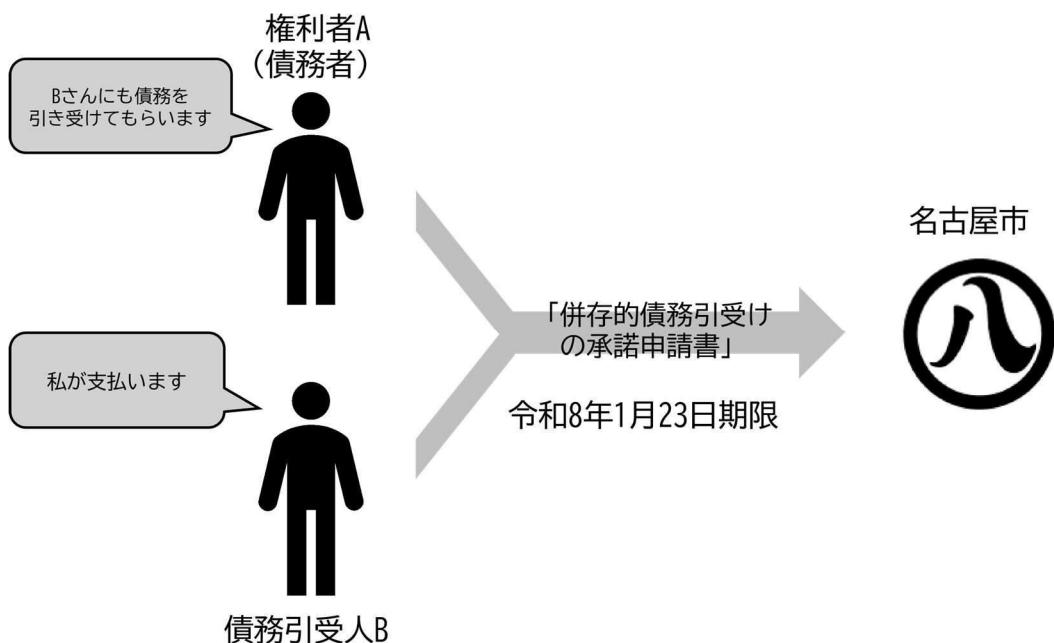
## (2) 徴収清算金の第三者によるお支払い

土地所有者・借地権者等以外の方が、徴収清算金の支払いを希望される場合は、以下の書類の提出をお願いします。

- ・「併存的債務引受けの承諾申請書」
- ・債務者及び債務引受人の「印鑑証明書」（3カ月以内に交付されたもの）

「併存的債務引受けの承諾申請書」の見本は次頁のとおりです。

提出期限は令和8年1月23日（金）です。



- ・手続き後、「併存的債務引受けの承諾書」を債務者及び債務引受人に送付させていただきます。また、その後の徴収清算金に関する書類は債務引受人に送付させていただきます。

# 見本

## 併存的債務引受けの承諾申請書

令和8年1月XX日

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業  
施行者 名古屋市  
代表者 名古屋市長

- ① 甲(債務者)  
住所 □県□市□町□番□号  
氏名 △△ △△ 実印  
電話番号 090-XXXX-XXXX
- ② 乙(債務引受け人)  
住所 名古屋市×町×番×号  
氏名 ◆◆ ◆◆ 実印  
電話番号 080-XXXX-XXXX

このたび、甲と乙は、下記のとおり、併存的債務引受けの契約を締結しました。  
つきましては、このことについて、債権者名古屋市の承諾を得たいので、申請します。

記

1 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地処分の公告に伴い、甲が債権者名古屋市に対して負担する清算金債務、金 300,000 円を乙は併存的に引受け、甲と連帯してその債務の履行を約する。

(清算金債務が生じた土地)

区	町	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	清算金額(円)
北	□□町□丁目	□	宅地	□□	300,000

2 土地区画整理事業法及び同施行令並びに名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例及び同清算金規則に定められた清算金債務についての各条項は、乙に対して準用する。

④ (注) 甲、乙の印鑑証明書(三ヶ月以内に交付されたもの)添付のこと。

① 債務者の欄は、令和7年10月31日における権利者を記入してください。

② 債務引受け人の欄は、債務者と連帯して新たに清算金債務を負う方を記入してください。

③ (清算金債務が生じた土地)欄の内容は、換地処分通知の「各筆各権利別清算金明細書」に記載してある「換地処分後の土地」の内容を記入してください。

④ 債務者及び債務引受け人の「印鑑証明書」(3ヶ月以内に交付されたもの)を添付してください。

「併存的債務引受けの承諾申請書」の様式は、名古屋市のHPからダウンロードできます。また、当事務所でもお渡ししています。

### (3) 登記名義人がお亡くなりの場合

登記名義人がお亡くなりの場合、法定相続人を把握する必要がありますので、ご親族の方は、当事務所までご連絡をお願いします。ただし、法定相続人宛てで換地処分通知が届いている方については、連絡は不要です。

#### 1) 交付清算金がある方へ

原則として、法定相続人に交付清算金をお受取りいただきます。また、法定相続人が特定できない場合には民法494条の規定により法務局へ供託いたします。

ただし、交付清算金を特定の方（相続人）が受取りたい場合には、以下のとおり、「清算金債権の相続届」を提出していただくと、清算金債権は相続人に移ります。また、その後の交付清算金に関する書類は相続人に送付させていただきます。

「清算金債権の相続届」の提出期限は令和8年2月27日（金）です。

#### 見本

清算金債権の相続届

令和8年1月XX日

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業  
施行者 名古屋市  
代表者 名古屋市長

① 届出者 住所 口県口市口町口番口号  
氏名 △△ △△ 実印  
電話番号 090-XXXX-XXXX

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地処分の公告により確定した亡 ●● ●● 名義の交付清算金、金 800,000円については、協議の結果下記のとおり相続したので届け出ます。

記

住 所	氏 名	実印	続柄	相続承継額（円）
名古屋市○区○丁○番○号	○○ ○○	印	配偶者	300,000
名古屋市○区○丁○番○号	▲▲ ▲▲	印	長男	200,000
口県口市口町口番口号	△△ △△	印	長女之子	100,000
×県×市×町×番×号	◆◆ ◆◆	印	二女	0
印鑑証明書のとおり記載してください。				

(注意事項)  
③ 相続人全員の印鑑証明書（三ヶ月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。

①届出者の欄は、相続人の代表者（相続人のうちどなたでも構いません）を記入してください。

②書類の記入は代表者が行っていただいて構いません。

③必ず法定相続人全員の「印鑑証明書」（3ヶ月以内に交付されたもの）を添付してください。

「清算金債権の相続届」の様式は、名古屋市のHPからダウンロードできます。また、当事務所でもお渡ししています。

## 2) 徴収清算金がある方へ

原則として、法定相続人に徵収清算金をお支払いしていただきます。

ただし、徵収清算金を特定の方（相続人）が支払いたい場合には、以下のとおり、「清算金債務の相続届」を提出していただくと、清算金債務は相続人に移ります。

また、その後の徵収清算金に関する書類は相続人に送付させていただきます。

「清算金債務の相続届」の提出期限は令和8年2月27日（金）です。

### 見本

#### 清算金債務の相続届

令和8年1月XX日

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長

① 届出者 住所 □県□市□町□番□号  
氏名 △△ △△ 実印  
電話番号 090-XXXX-XXXX

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の換地処分の公告により確定した亡 ●● ●● 名義の徵収清算金、金 XXX,XXX 円については、協議の結果下記のとおり相続したので届け出ます。

記

住 所	氏 名	実印	続柄	相続承継額（円）
名古屋市○区○丁○番○号	○○ ○○	印	配偶者	300,000
名古屋市○区○丁○番○号	▲▲ ▲▲	印	長男	200,000
□県□市□町□番□号	△△ △△	印	長女の子	50,000
×県×市×町×番×号	◆◆ ◆◆	印	二女	50,000
<hr/>				
印鑑証明書のとおり記載してください。				
<hr/>				

（注意事項）

③ 相続人全員の印鑑証明書（三ヶ月以内に交付されたもの）を必ず添付してください。

①届出者の欄は、相続人の代表者（相続人のうちどなたでも構いません）を記入してください。

②書類の記入は代表者が行っていただいて構いません。

③法定相続人全員の「印鑑証明書」（3ヶ月以内に交付されたもの）を添付してください。

「清算金債務の相続届」の様式は、名古屋市のHPからダウンロードできます。また、当事務所でもお渡ししています。

### (1) 確定申告について

清算金が交付となる土地をお持ちの方は、確定申告の手続きをお願いします。確定申告を行うと、交付清算金について、課税の特例を受けることができます。確定申告に必要な書類（「公共事業用資産の買取り等証明書」等）を令和8年2月までに送付しますので、受領しましたら手続きをお願いします。

#### 確定申告の時期

清算金の交付は令和8年5月以降に行われますが、権利が確定する令和7年  
年の所得となりますので、令和7年分の確定申告（令和8年2月16日～令  
和8年3月16日）を行ってください。

## (2) 各種届出・申請書の様式について

以下の様式については、名古屋市の HP からダウンロードできます。

- ・「債権譲渡の通知」
- ・「併存的債務引受けの承諾申請書」
- ・「清算金債権の相続届」
- ・「清算金債務の相続届」

「大曽根北」で検索していただけます。以下 QR コードから該当のページにアクセスできます。

また、当事務所でもお渡ししています。

大曽根北土地区画整理事業に関するお知らせは、  
名古屋市 HP にも掲載しています。



## (3) 住所・氏名等に変更があった場合

住所、氏名、連絡先などの変更、また権利者の方がお亡くなりの場合は、お手数ですが、電話またはメールにて、当事務所まで連絡をお願いいたします。また、その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

名古屋市 住宅都市局 大曽根北・筒井都市整備事務所  
大曽根北地区担当

電話 052-935-7141

Email a9357141@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

## 清算金に関するお問い合わせ先

〒461-0034

名古屋市東区豊前町2丁目45番地

**名古屋市 住宅都市局 大曾根北・筒井都市整備事務所**

**大曾根北地区担当**

電話 052-935-7141

FAX 052-935-3223

Email a9357141@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp